

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規則	ページ
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (5件) (道路課)	2
○道路の供用開始 (3件) (〃)	3
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	4

## 規則

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月11日

高知県知事 橋本 大二郎

## 高知県規則第95号

## 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和45年高知県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、同条第2項第3号に規定する製造事業用設備の取得価額の合計額及び同条第3項第3号」を「及び同条第2項第3号」に改め、同条第2項第1号中イを削り、ウをイとし、同項第2号中「、低工業開発地区内」を削る。

第4条第2項中「条例第3条第1項、第2項又は第3項」を「条例第3条第1項又は第2項」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第6条第1項中「条例第3条第1項、第2項若しくは第3項」を「条例第3条第1項若しくは第2項」に、「以下」を「次項において」に改める。

別記第1号様式中

過疎地域 低工業開発地区 農村工業等導入地区

を  
「 過疎地域 農村工業等導入地区 」  
に、「次の」を「、次の」に改める。

別記第3号様式中  
「 過疎地域 低工業開発地区 農村工業等導入地区 」  
を

「 過疎地域 農村工業等導入地区 」  
に、「法人税法施行規則」を「法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)」に改める。  
別記第5号様式中

「 過疎地域 低工業開発地区 農村工業等導入地区 」  
を  
「 過疎地域 農村工業等導入地区 」  
に、「差引課税免除額」を「差引き課税免除額」に改める。

別記第6号様式中  
「 過疎地域 低工業開発地区 農村工業等導入地区 」  
を  
「 過疎地域 農村工業等導入地区 」  
に、

「1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。」

を  
「(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)  
1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。」

に改める。

別記第7号様式中「(イ) 日」を「(ア) 日」に、  
「(ロ) 日」を「(イ) 日」に、\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_  
(イ)」(ア)」

に、  
「1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。」

を  
「(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。」

に改める。

別記第8号様式中

「 過疎地域 低工業開発地区 農村工業等導入地区 」

を  
「 過疎地域 農村工業等導入地区 」  
に、「差引課税免除額」を「差引き課税免除額」に、

「1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。」

を  
「(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。」

に改める。

別記第9号様式中 「過疎地域 低工業開発地区 農村工業等導入地区」 を 「過疎地域 農村工業等導入地区」 に、 「1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。」 を 「（不服申立て及び取消訴訟に関する教示） 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。」 に改める。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成19年9月15日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正前の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。	告 示
<b>高知県告示第561号</b> 広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 平成19年9月11日 高知県知事 橋本 大二郎		
1 作業種類 公共測量（基準点測量） 2 作業期間 平成19年9月1日から平成20年2月29日まで 3 作業地域 香南市香我美町上分地区		

高知県告示第562号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、平成19年9月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成19年9月11日 高知県知事 橋本 大二郎											
1 道路の種類 県道 2 路線名 中土佐佐賀 3 道路の区域											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>変更前後の別</th> <th>敷地の幅員（メートル）</th> <th>延長（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高岡郡中土佐町矢井賀字前山乙560番3</td> <td>前</td> <td>7.0 及 21.0</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>19.0 及 31.0</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>	区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	高岡郡中土佐町矢井賀字前山乙560番3	前	7.0 及 21.0	54	後	19.0 及 31.0	54
区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）								
高岡郡中土佐町矢井賀字前山乙560番3	前	7.0 及 21.0	54								
	後	19.0 及 31.0	54								

高知県告示第564号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、平成19年9月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成19年9月11日 高知県知事 橋本 大二郎											
1 道路の種類 県道 2 路線名 作屋影野停車場 3 道路の区域											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>変更前後の別</th> <th>敷地の幅員（メートル）</th> <th>延長（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高岡郡四万十町七里字保喜甲1405番1から高岡郡四万十町勝賀野字檜ダバ245番1まで</td> <td>前</td> <td>3.6 及 9.0</td> <td>979</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>A</td> <td>4.6 及 8.4</td> </tr> </tbody> </table>	区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	高岡郡四万十町七里字保喜甲1405番1から高岡郡四万十町勝賀野字檜ダバ245番1まで	前	3.6 及 9.0	979	後	A	4.6 及 8.4
区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）								
高岡郡四万十町七里字保喜甲1405番1から高岡郡四万十町勝賀野字檜ダバ245番1まで	前	3.6 及 9.0	979								
	後	A	4.6 及 8.4								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>変更前後の別</th> <th>敷地の幅員（メートル）</th> <th>延長（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高岡郡四万十町勝賀野字松本434番1から高岡郡四万十町勝賀野字馬越262番1まで</td> <td>後</td> <td>4.0 及 19.8</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>4.0 及 19.8</td> <td>969</td> </tr> </tbody> </table>	区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	高岡郡四万十町勝賀野字松本434番1から高岡郡四万十町勝賀野字馬越262番1まで	後	4.0 及 19.8	100	B	4.0 及 19.8	969
区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）								
高岡郡四万十町勝賀野字松本434番1から高岡郡四万十町勝賀野字馬越262番1まで	後	4.0 及 19.8	100								
	B	4.0 及 19.8	969								
高知県告示第565号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、平成19年9月11日から2週間高知県土木部道											

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。				
平成19年9月11日				
高知県知事 橋本 大二郎				
1 道路の種類 県道				
2 路線名 仁淀東津野				
3 道路の区域				
区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	
高岡郡津野町船戸字 木地屋式1938番3	前	4.7 ↓ 5.8	26	
	後	10.2 ↓ 21.3	26	
高岡郡津野町船戸字 川奥3983番1	前	5.6 ↓ 6.9	8	
	後	5.6 ↓ 7.0	8	
高岡郡津野町船戸字 川奥3981番1から 高岡郡津野町船戸字 崩谷3980番1まで	前	4.3 ↓ 8.5	54	
	後	4.7 ↓ 18.3	54	
高岡郡津野町船戸字 西本3935番2から 高岡郡津野町船戸字 ウシロ地1716番1まで	前	4.6 ↓ 8.9	69	
	後	4.6 ↓ 8.9	69	
高岡郡津野町船戸字 東在野1686番から 高岡郡津野町船戸字	前	3.6 ↓ 68		

東在野1690番1まで		8.0	
高岡郡津野町船戸字 東在野1686番1から 高岡郡津野町船戸字 東在野1690番1まで	後	3.6 ↓ 9.8	68
高岡郡津野町船戸字 西本1787番1から 高岡郡津野町船戸字 西本1794番1まで	前	5.0 ↓ 8.2	74
	後	5.6 ↓ 13.7	74

## 高知県告示第566号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菖ヶ峠文丸
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高岡郡檍原町坪野田 178番から 高岡郡檍原町坪野田 180番まで	前	4.6 ↓ 16.6	64
高岡郡檍原町坪野田 178番1から 高岡郡檍原町坪野田 180番1まで	後	9.0 ↓ 16.6	64

## 高知県告示第567号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年9月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐賀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町矢井賀字前山乙560番3	54	平成19年9月11日

## 高知県告示第568号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年9月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仁淀東津野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町船戸字川奥3983番1	8	平成19年9月11日
高岡郡津野町船戸字川奥3981番1から 高岡郡津野町船戸字崩谷3980番1まで	54	平成19年9月11日
高岡郡津野町船戸字西本3935番2から 高岡郡津野町船戸字ウシロ地1716番1まで	69	平成19年9月11日
高岡郡津野町船戸字東在野1686番1から 高岡郡津野町船戸字東在野1690番1まで	68	平成19年9月11日
高岡郡津野町船戸字西本		

1787番1から 高岡郡津野町船戸字西本 1794番1まで	74	平成19年9月11日
-------------------------------------	----	------------

**高知県告示第569号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年9月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菖ヶ峠文丸
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡橋原町坪野田178番 1から 高岡郡橋原町坪野田180番 1まで	64	平成19年9月11日

**人事委員会規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月11日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第29号****公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1室戸市市長部局本府の項中「課長 総務課長補佐 財政課長補佐（予算を担当する者に限る。）」を「会計管理者 課長 総務課長補佐 企画財政課長補佐（予算を担当する者に限る。）」に改め、同表安芸市市長部局本府の項中「課長 総務課長補佐」を「会計管理者 課長 総務課長補佐」に改め、同表南国市市長部局本府の項中「課長 所長」を「会計管理者 課長 所長 局長」に改め、同表土佐市市長部局本府の項中「課長」を

「会計管理者 課長」に改め、同表土佐市市長部局の項中「在宅介護支援センター」を「居宅介護支援事業所」に改め、同表土佐市教育委員会の項中

給食センタ ー	所長
------------	----

を

少年育成セ ンター	所長
学校給食セ ンター	所長

に改め、同表須崎市市長部局本府の項中「課長 室長」を「会計管理者 課長 室長」に改め、同表宿毛市市長部局本府の項中「総務課長補佐」を「総務課長補佐（人事又は予算を担当する者に限る。）」に改め、同表宿毛市教育委員会の項中「給食センター」を「学校給食センター」に改め、同表土佐清水市市長部局本府の項中「副収入役」を「会計管理者」に改め、同表土佐清水市市長部局支所の項を削り、同表東洋町町長部局本府の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表東洋町町長部局支所の項を削り、同表奈半利町町長部局本府の項及び田野町町長部局本府の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表田野町教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長 課長」に改め、同表安田町町長部局本府の項及び北川村村長部局本府の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表馬路村村長部局本府の項中「総務課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表芸西村村長部局本府の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表本山町町長部局本府の項中「参事」を「会計管理者 参事」に改め、同表大豊町町長部局本府の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表土佐町町長部局本府の項中「参事 課長 出納室長」を「会計管理者 課長」に改め、同表大川村村長部局本府の項中「参事」を「会計管理者 参事」に改め、同表春野町町長部局本府の項中「課長 室長 総務統括監 事業統括監」を「総務統括監 事業統括監 会計管理者 課長」に改め、同表春野町教育委員会事務局の項中「教育次長」を削り、同表いの町町長部局本府の項中「課長 出納室長」を「会計管理者 課長 出納室長」に改め、同表仁淀川町町長部局本府の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表中土佐町町長部局中土佐庁舎の項中「課長 室長」を「会計管理者 課長」に改め、同表佐川町町長部局本府の項中「課長 出納室長」を「会計管理者 課長 室長」に改め、同表越知町町長部局本府の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表橘原町町長部局本府の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表土佐市市長部局本府の項中「課長」を

「会計管理者 課長 出納室長」に改め、同表日高村村長部局本府の項中「課長 室長」を「会計管理者 課長」に改め、同表津野町町長部局本府の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表四万十町町長部局本府の項中「課長 総務課副課長（人事を担当する者に限る。）」を「会計管理者 課長 総務課副課長（人事を担当する者に限る。）」に改め、同表大月町町長部局本府の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表黒潮町町長部局総合支所の項中「室長」を「会計管理者」に改める。

別表第2中

香南香美衛生組合	所長
----------	----

を

高知県市町村総合事務組合	会計管理者
香南香美衛生組合	所長

に改め、同表仁淀川下流衛生事務組合の項中「所長」を「所長 会計管理者」に改め、同表高吾北広域町村事務組合の項中「所長（斗賀野莊及びさくら莊を除く。）」を「会計管理者 所長」に改め、同表日高村佐川町学校組合の項中「教育長」を「教育長 会計管理者」に改め、同表高知県競馬組合の項及び香南清掃組合の項中「事務局長」を「事務局長 会計管理者」に改め、同表安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の項中「事務局長（組合事務局に限る。）」を「事務局長（組合事務局に限る。） 会計管理者」に改め、同表高幡東部清掃組合の項中「所長」を「所長 会計管理者」に改め、同表仁淀川下流衛生事務組合の項及び高幡西部特別養護老人ホーム組合の項中「事務局長」を「事務局長 会計管理者」に改め、同表安芸東衛生組合の項及び高幡西部特別養護老人ホーム組合の項中「事務局長」を「事務局長 会計管理者」に改め、同表

嶺北広域行政事務組合	事務局長 事務局次長 園長 所長
高幡広域市町村圏事務組合	管理局長

を

仁淀川中央清掃事務組合	会計管理者
嶺北広域行政事務組合	事務局長 事務局次長 会計管理者 園長 所長

安芸広域市町村圏事務組合	事務局長 会計管理者
高幡広域市町村圏事務組合	管理局長 会計管理者
高知中央広域市町村圏事務組合	会計管理者
仁淀川広域市町村圏事務組合	会計管理者
高知中央西部焼却処理事務組合	会計管理者

]

に改める。

別表第3中芸広域連合の項及びこうち人づくり広域連合の項中  
「事務局長」を「事務局長 会計管理者」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。